

株 主 各 位

東京都多摩市鶴牧二丁目11番地2

ミ ツ ミ 電 機 株 式 会 社

代表取締役社長 森 部 茂

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月24日（月曜日）午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成25年6月25日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都多摩市落合一丁目43番地
（京王線、小田急線、多摩モノレール「多摩センター駅」下車徒歩1分）
京王プラザホテル多摩 3階「白鳳の間」
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第68期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第68期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.mitsumi.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済の情勢を概観しますと、米国では個人消費が緩慢ながら回復の兆しが見られましたが、欧州は債務問題の再燃による緊縮財政の実施により実質GDPのマイナス成長が続き、更に新興国の経済成長の鈍化により、世界経済全体では景気は減速いたしました。日本経済におきましては、上期は世界経済の減速と為替相場の円高定着により輸出は減少し、景気の停滞が継続いたしました。下期に入り震災の復興需要の本格化や為替の急激な円安と株価の上昇により、景気回復の傾向が散見されるようになってまいりました。

当電子部品業界におきましては、スマートフォンやタブレット端末等の成長製品や車載関連製品市場の拡大は継続いたしました。薄型TVやパソコン関連市場は低迷し、更にセット製品の売価下落の影響を受け部品の低価格化が進行いたしました。

当社グループにおきましても、スマートフォンを中心とした情報通信端末や車載関連製品の受注は増加いたしました。その結果、当連結会計年度の売上高は1,520億9千8百万円(前期比91.0%)となりました。また、損益につきましては、売上高の減少に加え、2012年9月に発生した中国における反日デモにより、当社中国製造子会社の一時的な操業停止による生産高の減少等の影響を受け、営業損失は43億8千2百万円(前期の営業損失は83億5千7百万円)、経常損失は32億7千4百万円(前期の経常損失は82億3千4百万円)となりました。当期純損失は中国における反日デモによる被害額、事業構造改革費用等を特別損失に計上したことと繰延税金資産の取崩しを法人税等調整額に計上したことなどにより115億4千5百万円(前期の当期純損失は283億3千5百万円)となりました。

## 当連結会計年度の主な部門別の概況

### 半導体デバイス

半導体デバイスにつきましては、2次電池関連ICは増加しましたが、その他の製品の受注が減少し、売上高は253億7千9百万円（前期比80.3%）となりました。

### 光デバイス

光デバイスにつきましては、カメラモジュールの受注が増加したことにより、売上高は130億4千5百万円（前期比117.7%）となりました。

### 機構部品

機構部品につきましては、カメラモジュール用アクチュエータ等のスマートフォン関連製品の受注は増加しましたが、アミューズメント関連製品の受注が減少し、売上高は721億8千5百万円（前期比89.9%）となりました。

### 高周波部品

高周波部品につきましては、車載用部品は増加しましたが、その他の製品の受注減少により、売上高は166億4千6百万円（前期比69.5%）となりました。

### 電源部品

電源部品につきましては、携帯機器関連製品の受注増加により、売上高は228億2千6百万円（前期比128.9%）となりました。

### 情報通信機器

情報通信機器につきましては、不採算製品の終息を継続的に進めてまいりました結果、売上高は20億1千5百万円（前期比77.1%）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、84億6千2百万円であり、主要内容は新製品の開発や機構部品部門を中心とした機械装置および金型等の更新であります。

③ 資金調達の状態

運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額100億円の貸出コミットメント契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状態

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状態

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状態

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状態

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状態

| 区 分                       | 第65期<br>21. 4. 1～22. 3. 31 | 第66期<br>22. 4. 1～23. 3. 31 | 第67期<br>23. 4. 1～24. 3. 31 | 第68期(当連結会計年度)<br>24. 4. 1～25. 3. 31 |
|---------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高                     | 百万円<br>207,536             | 百万円<br>187,418             | 百万円<br>167,207             | 百万円<br>152,098                      |
| 経常利益または<br>経常損失(△)        | 百万円<br>8,295               | 百万円<br>△6,387              | 百万円<br>△8,234              | 百万円<br>△3,274                       |
| 当期純利益または<br>当期純損失(△)      | 百万円<br>5,901               | 百万円<br>△3,541              | 百万円<br>△28,335             | 百万円<br>△11,545                      |
| 一株当たり当期純利益<br>または当期純損失(△) | 円<br>67.48                 | 円<br>△40.49                | 円<br>△324.01               | 円<br>△132.02                        |
| 総 資 産                     | 百万円<br>202,570             | 百万円<br>191,827             | 百万円<br>152,660             | 百万円<br>140,611                      |
| 純 資 産                     | 百万円<br>148,617             | 百万円<br>139,659             | 百万円<br>109,087             | 百万円<br>101,521                      |
| 一株当たり純資産額                 | 円<br>1,699.37              | 円<br>1,596.96              | 円<br>1,247.40              | 円<br>1,160.88                       |

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                       | 資本金               | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容    |
|---------------------------|-------------------|----------|------------|
| MITSUMI CO., LTD.         | 8,000千香港ドル        | 100.0 %  | 電子部品の販売    |
| MITSUMI PHILIPPINES, INC. | 1,186,000千フィリピンペソ | 100.0    | 電子部品の製造・販売 |
| CEBU MITSUMI, INC.        | 1,145,683千フィリピンペソ | 100.0    | 電子部品の製造・販売 |
| 珠海三美電機有限公司                | 230,358千人民元       | 100.0    | 電子部品の製造・販売 |
| 青島三美電機有限公司                | 38,850千米ドル        | 100.0    | 電子部品の製造・販売 |
| 天津三美電機有限公司                | 40,825千米ドル        | 100.0    | 電子部品の製造・販売 |

### (4) 対処すべき課題

電子部品市場においては、製品の低価格化とコモディティ化に伴い、EMS等の新興国企業のシェア拡大と日系企業の相対的な地位低下が進行しております。

当社グループは、このような市場の変化に対応して、新市場である車載関連・エネルギー関連で事業拡大を図ると同時に、既存市場でも自社のコア・コンピタンスを基軸に新興国企業が供給できない特徴ある製品を開発し、海外市場で技術員が直接販売促進活動を行うことにより、高付加価値製品をマーケットにタイムリーに供給できる体制を確立してまいります。中国での事業運営コストの上昇については、影響を最小限に留め、価格競争力の向上を図る為、フィリピン拠点の拡大と中国拠点からの生産移管を行うとともに、中国国内でも生産品の最適配分を行ってまいります。

企業の社会的責任につきましては、経営の最重要課題の一つと位置付け、CSR推進委員会を中心にグループ横断の取り組みを行っており、経営管理、法令・社会規範の遵守、情報の管理と適時開示等に係る当社グループ全体の推進体制を一層強化してまいります。

株主の皆様には、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

当社グループは、半導体デバイス、光デバイス、機構部品、高周波部品、電源部品、情報通信機器などの電気機械器具の製造および販売を主要事業とし、かつ、これに付帯または関連する事業を営んでおります。

(6) 主要な拠点（平成25年3月31日現在）

|       |       |                                                                                           |                                                       |
|-------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 当 社   | 営 業 所 | 本 社<br>關 西 支 店<br>台 湾 支 店                                                                 | 東京都多摩市<br>大阪市北区<br>中華民国 台北市                           |
|       | 事 業 所 | 厚 木 事 業 所<br>千 歳 事 業 所<br>秋 田 事 業 所<br>山 形 事 業 所<br>九 州 事 業 所                             | 神奈川県厚木市<br>北海道千歳市<br>秋田県潟上市<br>山形県山形市<br>福岡県飯塚市       |
| 子 会 社 | 販 売   | MITSUMI CO., LTD.<br>MITSUMI ELECTRONICS<br>(SINGAPORE) PTE. LTD.                         | 香港特別行政区 九龍<br>シンガポール共和国                               |
|       | 製 造   | MITSUMI PHILIPPINES, INC.<br>CEBU MITSUMI, INC.<br>珠海三美電機有限公司<br>青島三美電機有限公司<br>天津三美電機有限公司 | フィリピン共和国<br>フィリピン共和国<br>中華人民共和国<br>中華人民共和国<br>中華人民共和国 |

(7) 使用人の状況（平成25年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 区 分           | 使 用 人 数 | 前 期 末 比 増 減 |
|---------------|---------|-------------|
| 半 導 体 デ バ イ ス | 2,959名  | 減 1,341名    |
| 光 デ バ イ ス     | 1,801   | 減 451       |
| 機 構 部 品       | 21,809  | 増 2,559     |
| 高 周 波 部 品     | 2,409   | 減 281       |
| 電 源 部 品       | 3,292   | 減 254       |
| 情 報 通 信 機 器   | 669     | 増 108       |
| 全 社 （ 共 通 ）   | 1,628   | 減 9         |
| 合 計           | 34,567  | 増 331       |

(注) 1. 使用人数は就業人員数であります。

2. 全社(共通)と記載している使用人数は、特定の部門に区分できない管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 2,590名  | 減 242名      | 41.9歳   | 16.3年       |

(注) 使用人数は、当社から他社への出向者179名を除いた就業人員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成25年3月31日現在）

| 借 入 先                         | 借 入 額    |
|-------------------------------|----------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行           | 1,998百万円 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行     | 1,354    |
| 株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行 | 1,142    |
| 株 式 会 社 山 梨 中 央 銀 行           | 808      |
| 株 式 会 社 山 形 銀 行               | 432      |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成25年3月31日現在）

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数      | 200,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数      | 87,498,119株  |
| ③ 株主数           | 23,097名      |
| ④ 大株主の状況（上位10位） |              |

| 株主名                                                  | 持株数      | 持株比率   |
|------------------------------------------------------|----------|--------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(信託口)                          | 10,627千株 | 12.15% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式<br>会社 (信託口)                       | 8,262    | 9.45   |
| チェース マンハッタン バンク ジーティ<br>ーエス クライアantz アカウント エスク<br>ロウ | 2,478    | 2.83   |
| 森部 昌子                                                | 2,477    | 2.83   |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 (証<br>券投資信託口)                       | 2,410    | 2.76   |
| CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO              | 2,220    | 2.54   |
| ソシエテジェネラルセキュリティーズノ<br>ースパシフィックリミテッド                  | 1,874    | 2.14   |
| ザ バンク オブ ノバ スロシア アジア<br>リミテッド                        | 1,715    | 1.96   |
| J P モルガン証券株式会社                                       | 1,210    | 1.38   |
| 森部 一夫                                                | 1,087    | 1.24   |

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (46,036株) を控除して計算しております。  
2. 上記の信託銀行の持株数には、信託業務に係る株式数を含んでおります。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成25年3月31日現在）  
該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権等に関する重要な事実  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役および監査役の状況（平成25年3月31日現在）

| 氏名        | 会社における地位 | 担当および重要な兼職の状況                          |
|-----------|----------|----------------------------------------|
| 森 部 茂     | 代表取締役社長  |                                        |
| 廣 瀬 康 雄   | 専務取締役    | 営業本部 本部長                               |
| 古 川 富 士 夫 | 常務取締役    | 開発本部 本部長<br>兼 電子機器事業本部 本部長             |
| 山 田 恵     | 取締役      | プロキュアメント統括部・MPS統括部 担当<br>兼 品質・環境本部 本部長 |
| 齋 藤 求     | 取締役      | 本社管理部門担当<br>兼 経理部統括部長                  |
| 麻 生 博 史   | 取締役      | 半導体事業本部 本部長                            |
| 藤 原 恵 照   | 取締役      | 電子機器事業本部 副本部長                          |
| 瀬 野 浩 一   | 取締役      | 要素部品事業本部 本部長                           |
| 濱 井 英 敏   | 取締役      | 電子機器事業本部 副本部長                          |
| 新 屋 憲 二   | 常勤監査役    |                                        |
| 野 嶋 静 海   | 常勤監査役    |                                        |
| 山 田 誠     | 常勤監査役    |                                        |
| 原 幸       | 監査役      | 税理士（原幸税理士事務所 所長）                       |

(注) 1. 常勤監査役新屋憲二氏、常勤監査役山田誠氏および監査役原幸氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 常勤監査役野嶋静海氏は、当社経理部に昭和48年から平成18年まで在籍し、長年において決算手続ならびに財務諸表などの作成に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
監査役原幸氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 平成24年6月26日開催の第67回定時株主総会において、瀬野浩一氏および濱井英敏氏が新たに取締役を選任され、就任いたしました。また、山田誠氏が新たに監査役を選任され、就任いたしました。
4. 当社は、常勤監査役新屋憲二氏、常勤監査役山田誠氏および監査役原幸氏を株式会社東京証券取引所および株式会社大阪証券取引所の定める独立役員として指定し、両証券取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

専務取締役廣瀬一宇氏、渡邊昇造氏、常務取締役大澤和夫氏および取締役保木文雄氏、長岡俊一氏ならびに監査役桜井信成氏は、平成24年6月26日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

③ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分              | 支給人員      | 支給額         |
|------------------|-----------|-------------|
| 取締役              | 14名       | 129百万円      |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 5<br>(4)  | 44<br>(31)  |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 19<br>(4) | 173<br>(31) |

- (注) 1. 上記には、平成24年6月26日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名および監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  3. 上記の他、平成18年6月29日開催の第61回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。  
退任取締役5名 123百万円  
退任監査役1名 6百万円
  4. 取締役の報酬限度額は、平成11年6月29日開催の第54回定時株主総会において年額350百万円以内（ただし、取締役賞与および使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
  5. 監査役の報酬限度額は、平成22年6月25日開催の第65回定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼職の状況（他の会社の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員の兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

## ハ、当事業年度における主な活動状況

### ・取締役会および監査役会への出席状況

|         | 取締役会   |      | 監査役会   |      |
|---------|--------|------|--------|------|
|         | 出席回数   | 出席率  | 出席回数   | 出席率  |
| 監査役新屋憲二 | 20/20回 | 100% | 21/21回 | 100% |
| 監査役山田誠  | 15/15  | 100  | 15/15  | 100  |
| 監査役原幸   | 11/20  | 55   | 11/21  | 52   |

(注) 1. 監査役原幸氏は、病氣療養のため取締役会を7回、監査役会を8回欠席しております。

なお、同氏は第68回定時株主総会終了の時をもって任期を満了し、退任する予定であります。

2. 監査役山田誠氏は、平成24年6月26日開催の第67回定時株主総会において就任したため、出席可能な取締役会および監査役会の回数は15回となっております。

### ・取締役会および監査役会における発言状況

常勤監査役新屋憲二氏および山田誠氏は、会社法をはじめとする各種法令および当社の内部統制システム構築の基本方針に基づいて取締役の業務執行がなされているかなど、主に法令遵守と企業統治の見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、監査役原幸氏は、主に当社の会計処理に関して、税理士としての専門的知識を生かして、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を担保するための助言・提言を行っております。

以上の活動に加え、経営トップとの定期的な意見交換会を実施するとともに、適宜、グループ会社などの現場往査を行っております。

なお、監査役会におきましては、常勤監査役として行った監査などの諸活動の報告、意見交換に加え、各社外監査役より、当社の内部統制や監査の状況などについて、他社比較の観点も含めた発言・提言が行われております。

## ニ、責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は、以下のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限定するものとする。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人 トーマツ

② 報酬等の額

|                                      | 支 払 額 |
|--------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 65百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 65百万円 |

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 「1. 企業集団の現況(3)重要な親会社および子会社の状況②重要な子会社の状況」に記載した海外子会社につきましては、下記の会計監査人の監査を受けております。

MITSUMI CO., LTD.

(Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP)

MITSUMI PHILIPPINES, INC. および CEBU MITSUMI, INC.

(Diaz Murillo Dalupan and Company)

珠海三美電機有限公司

(BDO CHINA DAHUA Certified Public Accountants Co., Ltd.)

青島三美電機有限公司

(SHANDONG DESHENG CERTIFIED PUBLIC ACCOUNTANTS)

天津三美電機有限公司

(Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP)

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、監査役全員の同意によって、当該会計監査人を解任いたします。会計監査人を解任した場合は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障があるなど、その必要があると判断する場合は監査役会の同意を得て、あるいは監査役会の請求に基づいて、当該会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的といたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム構築の基本方針について、以下のとおり定めております。

当社は、当社および関係会社の適切な内部統制体制の構築を推進するため、各取締役、各事業本部長、関係会社責任者等によって構成される内部統制委員会を設置する。

また、コンプライアンス体制、リスク管理体制、情報開示管理体制については、内部統制体制の構築において特に重要な事項であると認識し、内部統制委員会の下部組織として担当取締役および実務担当者からなるコンプライアンス委員会、リスク管理委員会、情報開示委員会を設置し、その管理体制を整備・運用する。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ・法令および定款、社内規程の遵守のみならず、広く企業の社会的責任を全うすることを目的として制定した「ミツミ行動規範」を遵守し、その精神を実践する。
  - ・業務を執行する取締役および使用人は、業務分掌規程、職務権限規程、コンプライアンス規程等の社内規程の一層の整備を図り、社内手続きに則って業務を執行しなければならない。
  - ・コンプライアンス担当取締役、総務部（法務グループ）、内部監査室等によりコンプライアンス委員会を組織し、取締役および使用人の業務執行の適法性を確保する体制を整備する。
  - ・内部監査室を設置し、法令、定款、社内規程を遵守して社内業務が行われていることを確認するため、内部監査を実施する。
  - ・法令、定款、社内規程等に違反する行為を早期に発見、是正するため、総務部に内部通報窓口を設置している。
  - ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係を遮断すべく、関係当局および弁護士などの外部機関と連携し、社内管理体制の整備を進める。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・取締役および使用人の職務の執行に係る文書その他の情報（以下、「職務執行情報」という。）は、取締役会において定める文書管理規程に基づき適切に保存および管理する。
  - ・文書管理規程には、以下の内容を定めるものとする。
    1. 監査役および内部監査室は職務執行情報を閲覧する権限を有する。
    2. 職務執行情報のうち特に重要な文書、情報については、保存年限を定めてこれを適切に保管するとともに、情報の存否およびその内容を速やかに検索できるよう整備する。
    3. 文書管理規程の改廃には、監査役会の同意を要する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・全社的なリスク管理体制を構築するとともに、リスク発生時の対応を統括することを目的とし、リスク管理委員会を組織する。
  - ・リスク管理委員会の活動状況については、定期的に取り締役会、監査役会に報告する。
  - ・各部門が担当するリスクの管理状況については、定期的に内部監査室が監査し、リスク管理委員会に報告する。
  - ・リスク管理規程に定める重大なリスクが発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合は、各部門は直ちに担当取締役およびリスク管理委員会に報告し、リスク管理委員会は直ちに代表取締役に報告するとともに、必要な措置を取る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・各部門の機能、業務執行の範囲について業務分掌規程に定めるとともに、各業務の承認、決裁体制を職務権限規程に定めることで、業務執行を担当する取締役の権限の範囲および権限の委譲を明確にし、業務執行の効率性を確保する。

- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・「ミツミ行動規範」を海外子会社、事業所にも適用するため、各国の文化・風習・宗教にあわせてこれを修正し、英語版・中国語版等を作成する。
  - ・子会社からも本社の内部通報窓口を利用できるよう、制度を改める。
  - ・子会社の業務分掌規程、職務権限規程の整備を進め、重要な事項については親会社において決定すべきことを規定する。
  - ・子会社を含めたリスクの把握と評価を行う。
  - ・内部監査室は、必要に応じて子会社の内部監査も行う。
  - ・情報開示委員会を設置し、当社の重要事実を速やかに把握するとともに、関係会社の重要事実についても速やかに当社に連絡させ、これを滞りなく情報開示する体制を整備・運用する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
- ・監査役の職務を補助するスタッフを任命する。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役スタッフの異動、人事評価については、監査役会の意見を尊重することとし、その懲戒処分については、監査役会の承認を要するものとする。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、情報開示委員会、内部監査室は、定期的に監査役会に活動状況を報告するとともに、法令、定款に違反し、または違反するおそれがあると認識した場合は、速やかに監査役会に報告する。
  - ・内部通報窓口への通報内容のうち、法令、定款、社内規程に違反するおそれがあるものについては、監査役会に報告する。
  - ・監査役は必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役社長は監査役会と定期的な面談を行い、内部統制体制の整備について意見を交換する。
  - ・役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

#### (6) 会社の支配に関する基本方針

企業価値の増大のために有効な手段を常に検討することは企業の経営を委託された取締役の基本的な責務であると認識しており、仮にそれが経営支配権の異動を伴う提案であっても何ら否定されるべきものではなく、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えております。そのため、当社においては買収防衛策を導入しておりません。

ただし、株主の皆様にご判断いただくべきものであるからこそ、その提案が当社の企業価値の向上に資するものかを十分にご検討いただけるよう、必要な情報が提供されることが不可欠であると考えております。当社といたしましては、当社株式を大量に取得し経営に関与しようとする投資家が現れた場合は、金融商品取引法その他の法令および証券取引所の基準などに基づいて、当該投資家に対し、当社株式を大量に保有した後、どのように企業価値を向上させ株主の委託に対する責務を果たす考えでいるかについて質問し、株主の皆様への情報提供を要請する考えでおります。

## 連結貸借対照表

(平成25年 3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額     | 科 目                  | 金 額     |
|----------------|---------|----------------------|---------|
| <b>資 産 の 部</b> |         | <b>負 債 の 部</b>       |         |
| <b>流 動 資 産</b> | 111,962 | <b>流 動 負 債</b>       | 36,653  |
| 現金及び預金         | 45,907  | 支払手形及び買掛金            | 20,524  |
| 受取手形及び売掛金      | 34,449  | 短期借入金                | 5,737   |
| 製 品            | 2,452   | 未 払 費 用              | 4,870   |
| 仕 掛 品          | 6,512   | 未 払 法 人 税 等          | 317     |
| 原材料及び貯蔵品       | 20,171  | 賞 与 引 当 金            | 1,291   |
| 繰延税金資産         | 94      | そ の 他                | 3,911   |
| そ の 他          | 2,423   | <b>固 定 負 債</b>       | 2,437   |
| 貸倒引当金          | △47     | 繰延税金負債               | 1,416   |
| <b>固 定 資 産</b> | 28,649  | 退職給付引当金              | 810     |
| (有形固定資産)       | 25,006  | そ の 他                | 210     |
| 建物及び構築物        | 6,736   | <b>負 債 合 計</b>       | 39,090  |
| 機械装置及び運搬具      | 7,404   | <b>純 資 産 の 部</b>     |         |
| 工具、器具及び備品      | 3,276   | <b>株 主 資 本</b>       | 113,583 |
| 土 地            | 5,684   | 資 本 金                | 39,890  |
| 建設仮勘定          | 1,904   | 資 本 剰 余 金            | 43,252  |
| (無形固定資産)       | 1,152   | 利 益 剰 余 金            | 30,532  |
| (投資その他の資産)     | 2,490   | 自 己 株 式              | △91     |
| 投資有価証券         | 783     | その他の包括利益累計額          | △12,061 |
| 前払年金費用         | 875     | その他有価証券評価差額金         | 29      |
| 繰延税金資産         | 319     | 為替換算調整勘定             | △12,090 |
| そ の 他          | 755     | <b>純 資 産 合 計</b>     | 101,521 |
| 貸倒引当金          | △244    | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | 140,611 |
| <b>資 産 合 計</b> | 140,611 |                      |         |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

（平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目                       | 金 額   | 金 額     |
|---------------------------|-------|---------|
| 売 上 高                     |       | 152,098 |
| 売 上 原 価                   |       | 145,947 |
| 売 上 総 利 益                 |       | 6,151   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費       |       | 10,533  |
| 営 業 損 失 (△)               |       | △4,382  |
| 営 業 外 収 益                 |       |         |
| 受 取 利 息                   | 124   |         |
| 受 取 ロ イ ヤ リ テ イ           | 151   |         |
| 為 替 差 益                   | 1,919 |         |
| 雑 収 入                     | 469   | 2,664   |
| 営 業 外 費 用                 |       |         |
| 支 払 利 息                   | 42    |         |
| 固 定 資 産 除 却 損             | 252   |         |
| 支 払 補 償 費                 | 839   |         |
| 雑 損 失                     | 421   | 1,556   |
| 経 常 損 失 (△)               |       | △3,274  |
| 特 別 利 益                   |       |         |
| 補 助 金 収 入                 | 37    |         |
| 固 定 資 産 売 却 益             | 82    | 119     |
| 特 別 損 失                   |       |         |
| 減 損 損 失                   | 610   |         |
| 特 別 退 職 金                 | 556   |         |
| 事 業 構 造 改 革 費 用           | 1,576 |         |
| 災 害 に よ る 損 失             | 2,206 | 4,950   |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△) |       | △8,105  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税   | 215   |         |
| 法 人 税 等 調 整 額             | 3,223 | 3,439   |
| 当 期 純 損 失 (△)             |       | △11,545 |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                               | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成24年4月1日 残高                  | 39,890  | 43,252    | 42,077    | △91     | 125,128     |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |           |           |         |             |
| 剰余金の配当                        |         |           |           |         |             |
| 当期純損失（△）                      |         |           | △11,545   |         | △11,545     |
| 自己株式の取得                       |         |           |           | △0      | △0          |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額（純額） |         |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | -       | -         | △11,545   | △0      | △11,545     |
| 平成25年3月31日 残高                 | 39,890  | 43,252    | 30,532    | △91     | 113,583     |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                      |                        | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|-----------------------|----------------------|------------------------|-----------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金      | 為 替 換 算 定<br>調 整 勘 定 | そ の 他 の 包 括<br>利益累計額合計 |           |
| 平成24年4月1日 残高                  | 6                     | △16,047              | △16,041                | 109,087   |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |                      |                        |           |
| 剰余金の配当                        |                       |                      |                        |           |
| 当期純損失（△）                      |                       |                      |                        | △11,545   |
| 自己株式の取得                       |                       |                      |                        | △0        |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額（純額） | 22                    | 3,956                | 3,979                  | 3,979     |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 22                    | 3,956                | 3,979                  | △7,566    |
| 平成25年3月31日 残高                 | 29                    | △12,090              | △12,061                | 101,521   |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 17社
- 主要な連結子会社の名称については「事業報告」の「1. 企業集団の現況 (3) 重要な親会社および子会社の状況②重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

##### ② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 2社
- ・非連結子会社の名称 株式会社エムジーアイ  
MITSUMI REALTY INC.

##### ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社2社は小規模会社であり、各社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した会社の状況

- ・持分法適用会社の数 1社
- ・持分法適用会社の名称 MITSUMI REALTY INC.

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・持分法を適用していない非連結子会社の数 1社
- ・持分法を適用していない非連結子会社の名称 株式会社エムジーアイ
- ・持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に対する影響が軽微であり、かつ全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用せず、原価法により評価しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、珠海三美電機有限公司他5社の決算日は12月31日ですが、連結決算に際しては、連結決算日で仮決算を行っております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

###### その他有価証券

- ・時価のあるもの …………… 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの …………… 移動平均法に基づく原価法

ロ. たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ・製品、仕掛品 …………… 総平均法又は移動平均法
- ・原材料及び貯蔵品 …………… 主として最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

資産の種類、構造、用途別に見積られる耐用年数に基づく定率法によっております。  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）及び一部の在外連結子会社は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |         |
|-----------|---------|
| 建物及び構築物   | 15～38 年 |
| 機械装置及び運搬具 | 5～10 年  |
| 工具、器具及び備品 | 2～8 年   |

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

資産の種類、用途別に見積られる耐用年数に基づく定額法によっております。  
なお、販売用製品機器組込ソフトウェアについては、見込販売可能期間（3年）に基づく定額法、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は、個別見積りによる回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び一部の在外連結子会社は、従業員に対する賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に対応する金額を引当計上しております。

ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社及び一部の在外連結子会社は当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき退職給付引当金又は前払年金費用を計上しております。

会計基準変更時差異（12,579百万円のうち、退職給付信託設定による償却額2,279百万円を除いた残額10,300百万円）については、厚生年金基金の代行返上に伴う償却処理額を除き15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務の額については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ翌連結会計年度より費用処理しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

先物為替予約を行っており、為替予約が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

|         |         |
|---------|---------|
| （ヘッジ手段） | 為替予約    |
| （ヘッジ対象） | 外貨建金銭債権 |

ハ. ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、為替予約を振当処理しているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

⑥ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更による当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失への影響は軽微であります。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

127,642 百万円

## 3. 連結損益計算書に関する注記

### (1) 減損損失

#### ① 減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

| 用途    | 種類        | 場所             |
|-------|-----------|----------------|
| 事業用資産 | 建物及び構築物   | 日本             |
| 事業用資産 | 機械装置及び運搬具 | 日本、タイ、フィリピン    |
| 事業用資産 | 工具、器具及び備品 | 日本、中国、タイ、フィリピン |
| 事業用資産 | 建設仮勘定     | 日本             |
| 事業用資産 | 無形固定資産等   | 日本             |
| 遊休資産  | 工具、器具及び備品 | 日本             |
| 遊休資産  | 建設仮勘定     | 日本             |

#### ② 減損損失の認識に至った経緯

事業用資産については、将来の回収可能性を検討いたしました結果、当初予測したキャッシュ・フローが見込めないため、当社及び当社の一部の連結子会社の資産について、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。また、遊休資産については、使用見込みがないため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

#### ③ 減損損失の金額

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 建 物 及 び 構 築 物     | 106 百万円 |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 178 百万円 |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 199 百万円 |
| 建 設 仮 勘 定         | 95 百万円  |
| 無 形 固 定 資 産 等     | 30 百万円  |
| 合 計               | 610 百万円 |

#### ④ 資産のグルーピングの方法

当社グループは、事業用資産については、継続的に損益を把握している連結事業部別を基本単位とし、また、遊休資産については、個別資産単位にてグルーピングを行っております。

⑤ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値または正味売却価額により算定しております。

使用価値については現時点における割引前将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであること、正味売却価額については、資産ごとの合理的な算定が困難であることから、いずれも零として評価しております。

(2) 特別退職金

特別退職金556百万円は、連結子会社の移転に伴い発生した従業員への補償金であります。

(3) 事業構造改革費用

事業構造改革費用1,576百万円は、当社における半導体製造拠点の再編に係る費用などであります。

(4) 災害による損失

中国における反日デモによる損失を計上しており、内訳は次のとおりであります。

|                          |           |
|--------------------------|-----------|
| ① たな卸資産の除却               | 1,272 百万円 |
| ② 固定資産の除却                | 383 百万円   |
| ③ 操業停止期間中の固定費及び復旧に係る臨時費用 | 551 百万円   |
| 合計                       | 2,206 百万円 |

なお、損害保険の付保による保険金の受取については、現時点において確定していないため、計上しておりません。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 87,498 千株     | — 千株         | — 千株         | 87,498 千株    |

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る回収リスクは、販売管理業務規則及び関連下位細則に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であり、投機的な取引は行わない方針であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計処理基準に関する事項 ⑤ 重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

|             | 連結貸借対照表計上額 (*) | 時 価 (*)  | 差 額 |
|-------------|----------------|----------|-----|
| ① 現金及び預金    | 45,907         | 45,907   | —   |
| ② 受取手形及び売掛金 | 34,449         | 34,449   | —   |
| ③ 投資有価証券    |                |          |     |
| 其他有価証券      | 42             | 42       | —   |
| ④ 支払手形及び買掛金 | (20,524)       | (20,524) | —   |
| ⑤ 短期借入金     | (5,737)        | (5,737)  | —   |

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

##### ① 現金及び預金、並びに② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### ③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

##### ④ 支払手形及び買掛金、並びに⑤ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額741百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,160円88銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 132円02銭   |

# 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額            | 科 目                  | 金 額            |
|----------------|----------------|----------------------|----------------|
| <b>資 産 の 部</b> |                | <b>負 債 の 部</b>       |                |
| <b>流 動 資 産</b> | <b>83,109</b>  | <b>流 動 負 債</b>       | <b>34,018</b>  |
| 現金及び預金         | 26,107         | 支払手形                 | 1,482          |
| 受取手形           | 727            | 買掛金                  | 18,894         |
| 売掛金            | 32,254         | 短期借入金                | 5,737          |
| 材料支給債権         | 1,658          | 未払金                  | 1,314          |
| 商品及び製品         | 203            | 未払費用                 | 4,203          |
| 仕掛品            | 5,706          | 未払法人税等               | 137            |
| 原材料及び貯蔵品       | 16,477         | 賞与引当金                | 1,170          |
| 前払費用           | 32             | 設備関係支払手形             | 143            |
| 未収入金           | 708            | その他                  | 933            |
| その他            | 322            | <b>固 定 負 債</b>       | <b>1,190</b>   |
| 貸倒引当金          | △1,090         | 繰延税金負債               | 532            |
| <b>固 定 資 産</b> | <b>50,540</b>  | 事業損失引当金              | 547            |
| (有形固定資産)       | <b>16,223</b>  | その他                  | 110            |
| 建物及び構築物        | 4,008          | <b>負 債 合 計</b>       | <b>35,209</b>  |
| 機械及び装置         | 5,048          | <b>純 資 産 の 部</b>     |                |
| 車輛運搬具          | 14             | <b>株 主 資 本</b>       | <b>98,411</b>  |
| 工具、器具及び備品      | 1,678          | 資 本 金                | 39,890         |
| 土地             | 5,432          | 資 本 剰 余 金            | 42,250         |
| 建設仮勘定          | 40             | 資 本 準 備 金            | 42,250         |
| (無形固定資産)       | <b>358</b>     | 利 益 剰 余 金            | <b>16,362</b>  |
| 施設利用権          | 7              | 利 益 準 備 金            | 1,505          |
| ソフトウェア         | 320            | その他利益剰余金             | 14,857         |
| 電話加入権          | 30             | 固定資産圧縮積立金            | 166            |
| (投資その他の資産)     | <b>33,958</b>  | 繰越利益剰余金              | 14,690         |
| 投資有価証券         | 734            | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△91</b>     |
| 関係会社株式         | 17,037         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等      | 29             |
| 関係会社出資金        | 15,195         | その他有価証券評価差額金         | 29             |
| 前払年金費用         | 851            | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>98,440</b>  |
| その他            | 384            | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>133,649</b> |
| 貸倒引当金          | △244           |                      |                |
| <b>資 産 合 計</b> | <b>133,649</b> |                      |                |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目                     | 金 額     |
|-------------------------|---------|
| 売 上 高                   | 140,134 |
| 売 上 原 価                 | 136,881 |
| 売 上 総 利 益               | 3,252   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 9,325   |
| 営 業 損 失 (△)             | △6,072  |
| 営 業 外 収 益               |         |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 16      |
| 受 取 口 イ ヤ リ テ イ 一       | 151     |
| 為 替 差 益                 | 1,641   |
| 雑 収 入                   | 363     |
| 営 業 外 費 用               |         |
| 支 払 利 息                 | 41      |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 161     |
| 支 払 補 償 費               | 821     |
| 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額     | 208     |
| 雑 損 失                   | 98      |
| 経 常 損 失 (△)             | △5,231  |
| 特 別 利 益                 |         |
| 補 助 金 収 入               | 37      |
| 特 別 損 失                 |         |
| 減 損 損 失                 | 563     |
| 事 業 構 造 改 革 費 用         | 1,540   |
| 災 害 に よ る 損 失           | 1,320   |
|                         | 3,423   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 (△)     | △8,617  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | △30     |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 2,867   |
| 当 期 純 損 失 (△)           | △11,455 |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（平成24年4月1日から）  
（平成25年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                                 | 株 主 資 本 |           |       |               |             |             |         | 株主資本計<br>合 |
|---------------------------------|---------|-----------|-------|---------------|-------------|-------------|---------|------------|
|                                 | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |       | 利 益 剰 余 金     |             |             | 自 己 株 式 |            |
|                                 |         | 資本準備金     | 利益準備金 | その他利益剰余金      |             | 利益剰余金計<br>合 |         |            |
|                                 |         |           |       | 固定資産<br>圧縮積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |         |            |
| 平成24年4月1日 残高                    | 39,890  | 42,250    | 1,505 | 178           | 26,133      | 27,818      | △91     | 109,867    |
| 事業年度中の変動額                       |         |           |       |               |             |             |         |            |
| 剰余金の配当                          |         |           |       |               |             |             |         |            |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                    |         |           |       | △12           | 12          | -           |         | -          |
| 当期純損失(△)                        |         |           |       |               | △11,455     | △11,455     |         | △11,455    |
| 自己株式の取得                         |         |           |       |               |             |             | △0      | △0         |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) |         |           |       |               |             |             |         |            |
| 事業年度中の変動額合計                     | -       | -         | -     | △12           | △11,442     | △11,455     | △0      | △11,455    |
| 平成25年3月31日 残高                   | 39,890  | 42,250    | 1,505 | 166           | 14,690      | 16,362      | △91     | 98,411     |

|                                 | 評価・換算差額等         | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------|------------------|-----------|
|                                 | その他有価証券<br>評価差額金 |           |
| 平成24年4月1日 残高                    | 6                | 109,873   |
| 事業年度中の変動額                       |                  |           |
| 剰余金の配当                          |                  |           |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                    |                  | -         |
| 当期純損失(△)                        |                  | △11,455   |
| 自己株式の取得                         |                  | △0        |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) | 22               | 22        |
| 事業年度中の変動額合計                     | 22               | △11,432   |
| 平成25年3月31日 残高                   | 29               | 98,440    |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法に基づく原価法

② その他有価証券

・ 時価のあるもの …… 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 時価のないもの …… 移動平均法に基づく原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

・ 商品 …… 移動平均法

・ 製品、仕掛品 …… 総平均法

・ 原材料及び貯蔵品 …… 主として最終仕入原価法

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

資産の種類、構造、用途別に見積られる耐用年数に基づく定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～38年

機械及び装置 5～8年

工具、器具及び備品 2～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

資産の種類、用途別に見積られる耐用年数に基づく定額法によっております。

なお、販売用製品機器組込ソフトウェアについては、見込販売可能期間（3年）に基づく定額法、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を引当計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

会計基準変更時差異（12,579百万円のうち、退職給付信託設定による償却額2,279百万円を除いた残額10,300百万円）については、厚生年金基金の代行返上に伴う償却処理額を除き15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務の額については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ翌事業年度より費用処理しております。

なお、当事業年度末においては、投資その他の資産に「前払年金費用」を計上しております。

④ 事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する投資額及び債権額を超えて、当社が負担する事となる損失見込額を計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

先物為替予約を行っており、為替予約が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段） 為替予約

（ヘッジ対象） 外貨建金銭債権

・ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

・ヘッジ有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、為替予約を振当処理しているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(8) 会計方針の変更

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更による当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失への影響は軽微であります。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 93,125 百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 7,627 百万円
- ② 短期金銭債務 4,427 百万円
- (3) 取締役及び監査役に対する金銭債務の総額
- 長期金銭債務 95 百万円

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- ① 売上高 33,470 百万円
- ② 仕入高 53,855 百万円
- ③ 有償支給高 6,621 百万円
- ④ 営業取引以外の取引高 177 百万円

(2) 減損損失

① 減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

| 用途    | 種類        | 場所       |
|-------|-----------|----------|
| 事業用資産 | 建物及び構築物   | 北海道千歳市他  |
| 事業用資産 | 機械及び装置    | 神奈川県厚木市他 |
| 事業用資産 | 車輛運搬具     | 北海道千歳市他  |
| 事業用資産 | 工具、器具及び備品 | 神奈川県厚木市他 |
| 事業用資産 | 建設仮勘定     | 北海道千歳市他  |
| 事業用資産 | 無形固定資産等   | 神奈川県厚木市他 |
| 遊休資産  | 工具、器具及び備品 | 山形県山形市他  |
| 遊休資産  | 建設仮勘定     | 東京都多摩市他  |

② 減損損失の認識に至った経緯

事業用資産については、将来の回収可能性を検討いたしました結果、当初予測したキャッシュ・フローが見込めないため、当社の資産について、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。また、遊休資産については、使用見込みがないため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

③ 減損損失の金額

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 建 物 及 び 構 築 物     | 106 百万円 |
| 機 械 及 び 装 置       | 157 百万円 |
| 車 輛 運 搬 具         | 0 百万円   |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 172 百万円 |
| 建 設 仮 勘 定         | 95 百万円  |
| 無 形 固 定 資 産 等     | 30 百万円  |
| 合 計               | 563 百万円 |

④ 資産のグルーピングの方法

当社は、事業用資産については、継続的に損益を把握している事業部別を基本単位とし、また、遊休資産については、個別資産単位にてグルーピングを行っております。

⑤ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値または正味売却価額により算定しております。

使用価値については現時点における割引前将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであること、正味売却価額については資産ごとの合理的な算定が困難であることから、いずれも零として評価しております。

(3) 事業構造改革費用1,540百万円は、当社における半導体製造拠点の再編に係る費用などがあります。

(4) 災害による損失

中国における反日デモによる損失を計上しており、内訳は下記のとおりであります。

|                         |          |
|-------------------------|----------|
| ①たな卸資産の除却               | 1,161百万円 |
| ②固定資産の除却                | 31百万円    |
| ③操業停止期間中の固定費及び復旧に係る臨時費用 | 127百万円   |
| 合計                      | 1,320百万円 |

なお、損害保険の付保による保険金の受取については、現時点において確定していないため、計上しておりません。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 45 千株       | 0 千株       | － 千株       | 46 千株      |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

## 5. 退職給付に関する注記

### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の企業年金基金制度を有しております。

### (2) 退職給付債務に関する事項

|                       | (単位：百万円) |
|-----------------------|----------|
| ① 退職給付債務              | △28,085  |
| ② 年金資産                | 24,988   |
| ③ 未積立退職給付債務(①+②)      | △3,096   |
| ④ 会計基準変更時差異の未処理額      | 732      |
| ⑤ 未認識過去勤務債務           | △1,116   |
| ⑥ 未認識数理計算上の差異         | 4,331    |
| ⑦ 貸借対照表計上額純額(③+④+⑤+⑥) | 851      |
| ⑧ 前払年金費用              | 851      |
| ⑨ 退職給付引当金(⑦-⑧)        | —        |

### (3) 退職給付費用に関する事項 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

|                       | (単位：百万円) |
|-----------------------|----------|
| ① 勤務費用                | 1,242    |
| ② 利息費用                | 474      |
| ③ 期待運用収益              | △448     |
| ④ 会計基準変更時差異の費用処理額     | 366      |
| ⑤ 過去勤務債務の費用処理額        | △112     |
| ⑥ 数理計算上の差異の費用処理額      | 1,027    |
| ⑦ 退職給付費用(①+②+③+④+⑤+⑥) | 2,550    |

(注) 上記退職給付費用以外に、事業構造改革費用に含まれる退職加算金58百万円を特別損失として計上しております。

### (4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

|                  |        |
|------------------|--------|
| ① 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| ② 割引率            | 1.5 %  |
| ③ 期待運用収益率        | 2.0 %  |
| ④ 会計基準変更時差異の処理年数 | 15 年   |
| ⑤ 過去勤務債務の額の処理年数  | 10 年   |
| ⑥ 数理計算上の差異の処理年数  | 10 年   |

## 6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

| 科 目                 | 金 額    | 科 目                 | 金 額     |
|---------------------|--------|---------------------|---------|
| <b>流動資産及び流動負債の部</b> |        | <b>固定資産及び固定負債の部</b> |         |
| <b>繰延税金資産</b>       |        | <b>繰延税金資産</b>       |         |
| 賞与引当金否認額            | 444    | 減価償却超過額             | 652     |
| たな卸資産評価損否認額         | 564    | 固定資産減損損失否認額         | 2,134   |
| 固定資産除却損否認額          | 2      | 繰越欠損金               | 10,166  |
| 未払費用否認額             | 1,054  | 関係会社株式評価損           | 523     |
| その他                 | 156    | 関係会社出資金評価損          | 532     |
|                     |        | 退職給付引当金             | 229     |
|                     |        | その他                 | 719     |
| 繰延税金資産小計            | 2,222  | 繰延税金資産小計            | 14,958  |
| 評価性引当額              | △2,209 | 評価性引当額              | △14,782 |
| 差引繰延税金資産            | 12     | 差引繰延税金資産            | 176     |
| 繰延税金負債との相殺          | △12    | 繰延税金負債との相殺          | △176    |
| 繰延税金資産の純額           | —      | 繰延税金資産の純額           | —       |
| <b>繰延税金負債</b>       |        | <b>繰延税金負債</b>       |         |
| 固定資産圧縮積立金           | △12    | 前払年金費用              | △306    |
|                     |        | 固定資産圧縮積立金           | △176    |
|                     |        | 関係会社株式評価損           | △213    |
|                     |        | その他                 | △12     |
| 繰延税金負債合計            | △12    | 繰延税金負債合計            | △709    |
| 繰延税金資産との相殺          | 12     | 繰延税金資産との相殺          | 176     |
| 繰延税金負債の純額           | —      | 繰延税金負債の純額           | △532    |

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

| 属性  | 会社等の名称            | 住所                    | 資本金又は出資金        | 事業の内容       | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関係内容   |                       | 取引の内容    | 取引金額(百万円) | 科目     | 期末残高(百万円) |
|-----|-------------------|-----------------------|-----------------|-------------|-------------------|--------|-----------------------|----------|-----------|--------|-----------|
|     |                   |                       |                 |             |                   | 役員の兼任等 | 事業上の関係                |          |           |        |           |
| 子会社 | 珠海三美電機有限公司        | 中華人民共和国<br>广东省<br>珠海市 | 230,358<br>千人民币 | 電気、通信機器品の製造 | 所有直接<br>100.0%    | 2名     | 当社の機構部品、高周波部品、電源部品の製造 | 原材料の有償支給 | 759       | 材料支給債権 | 62        |
|     |                   |                       |                 |             |                   |        |                       | 製品の購入    | 18,807    | 買掛金    | 1,097     |
| 子会社 | MITSUMI CO., LTD. | 香港                    | 8,000<br>千香港ドル  | 電気、通信機器品の販売 | 所有直接<br>100.0%    | 2名     | 当社製品の販売               | 製品の販売    | 22,618    | 売掛金    | 3,756     |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 原材料の有償支給については、当社の予定原価に基づき決定しております。
2. 製品の販売及び購入については、市場価格、総原価を勘案し、その都度交渉の上、決定しております。
3. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,125円65銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 130円99銭   |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月14日

ミツミ電機株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小野 敏 幸 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 國井 泰 成 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤本 貴 子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ミツミ電機株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。  
監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミツミ電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月14日

ミツミ電機株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小野敏幸 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 國井泰成 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤本貴子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミツミ電機株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務分担等の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、職務分担等の監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その認識について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月22日

| ミツミ電機株式会社    |         | 監査役会    |   |
|--------------|---------|---------|---|
| 常勤監査役(社外監査役) | 新 屋 憲 二 | 野 嶋 静 海 | ⑩ |
| 常勤監査役(社外監査役) | 山 田 誠   | 原 幸     | ⑩ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

多様な知識、経験を有する有能な人材を社外取締役として迎えることができるよう、会社法第427条第1項の定めに基づき、定款に「社外取締役の責任限定契約」の規定を新設するものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                | 変更案                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(新設)</p> <p>第26条～第36条 (略)</p> | <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p><u>第26条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(以下、条数を繰り下げる)</p> |

## 第2号議案 取締役1名選任の件

コーポレートガバナンスの強化を図るため、社外取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| せきもと てつや<br>関本 哲也<br>(昭和31年)<br>(2月26日生) | 平成元年 4月 東京弁護士会弁護士登録<br>平成元年 4月 北・木村法律税務事務所入所<br>平成 3年 4月 さくら総合法律会計事務所(現 デル<br>ソーレさくら法律事務所) 設立<br>平成24年 1月 公洋ケミカル株式会社 社外監査役<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>公洋ケミカル株式会社 社外監査役 | 0株                  |

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 関本哲也氏は新任の取締役候補者であります。
3. 関本哲也氏は社外取締役候補者であります。
4. 関本哲也氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を、当社の内部統制の改善および運用ならびにコンプライアンス経営に生かしていただくためであります。
- なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 当社は、本総会において第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、かつ関本哲也氏が社外取締役に就任した場合は、同氏との間に会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、以下のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 関本哲也氏は株式会社東京証券取引所および株式会社大阪証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は、関本哲也氏および同氏が所属する法律事務所との間で顧問契約その他の委任契約などを締結しておらず、またその予定もありません。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役新屋憲二氏および原幸氏が任期を満了いたしますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1     | しんや けんじ<br>新屋 憲二<br>(昭和25年<br>2月2日生)      | 昭和47年 4月 株式会社三井銀行入行<br>平成 3年 8月 株式会社太陽神戸三井銀行日本橋営業第二部副部長<br>平成 7年12月 株式会社さくら銀行鶴見支店長<br>平成 9年 5月 同社名古屋営業第二部長<br>平成14年 4月 三井オートリース株式会社(現 住友三井オートサービス株式会社) 専務取締役<br>平成17年 6月 当社常勤監査役<br>現在に至る                                                                                                | 7,200株              |
| 2     | ※<br>すぎお たてる<br>杉尾 健<br>(昭和25年<br>8月26日生) | 昭和44年 4月 東京国税局入局<br>平成 5年 7月 東京国税局調査第四部調査総括課国際調査専門官<br>平成13年 7月 東京国税局調査第一部特別国税調査官<br>平成17年 7月 小田原税務署長<br>平成21年 7月 東京国税局調査第四部長<br>平成22年 7月 同局退職<br>平成22年 8月 税理士登録<br>平成22年 9月 税理士法人麹町合同事務所 社員税理士<br>平成24年 6月 杉尾健税理士事務所設立<br>あすか製薬株式会社 社外監査役<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>あすか製薬株式会社 社外監査役 | 0株                  |

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任の監査役候補者であります。
3. 新屋憲二氏および杉尾健氏は社外監査役候補者であります。
4. 新屋憲二氏を社外監査役候補者とした理由は、経営、会計、法令に関する広範な知識に裏付けられた適切な監査を担保するためであります。  
なお、同氏が当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって8年になります。  
杉尾健氏を社外監査役候補者とした理由は、長く税務にかかわってこられたことによる経験と、税理士としての専門的知識を当社の監査に反映していただくことを期待するためであります。  
なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 当社は、新屋憲二氏および杉尾健氏が社外監査役に就任した場合は、同氏らとの間に会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、以下のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 当社は、新屋憲二氏を株式会社東京証券取引所および株式会社大阪証券取引所の定めに基づいて独立役員として届け出ております。当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、杉尾健氏は株式会社東京証券取引所および株式会社大阪証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は杉尾健氏および同氏が所属する税理士事務所との間で顧問契約その他の委任契約を締結しておらず、またその予定もありません。

以 上

# ミツミ電機株式会社

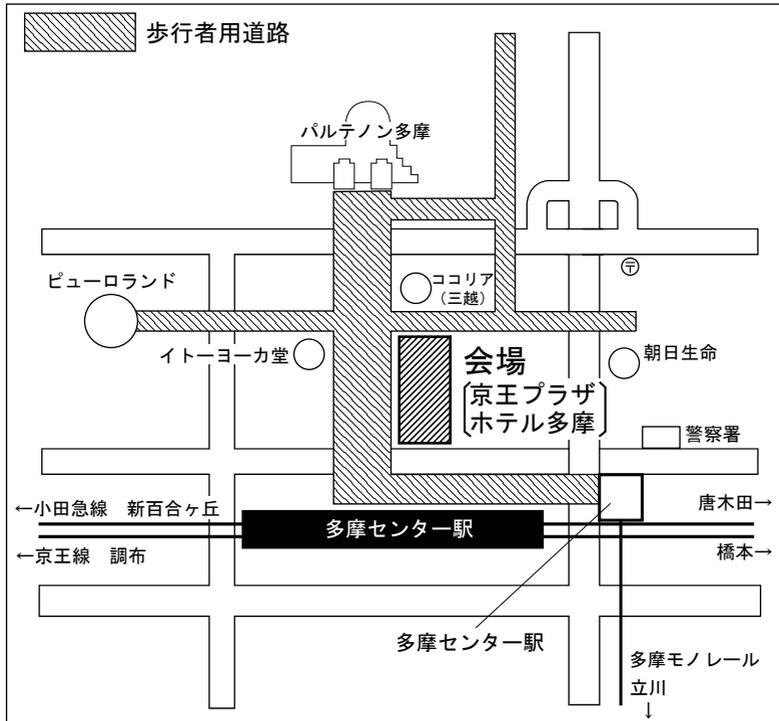
## 株主総会会場ご案内略図

京王プラザホテル多摩 3階 白鳳の間

(京王線、小田急線、多摩モノレール「多摩センター駅」下車徒歩1分)

東京都多摩市落合一丁目43番地

電 話 (042) 374-0111 (代表)



会場には駐車場の用意がございませんので、予めご了承ください。